

資格喪失後の

無資格受診にご注意ください



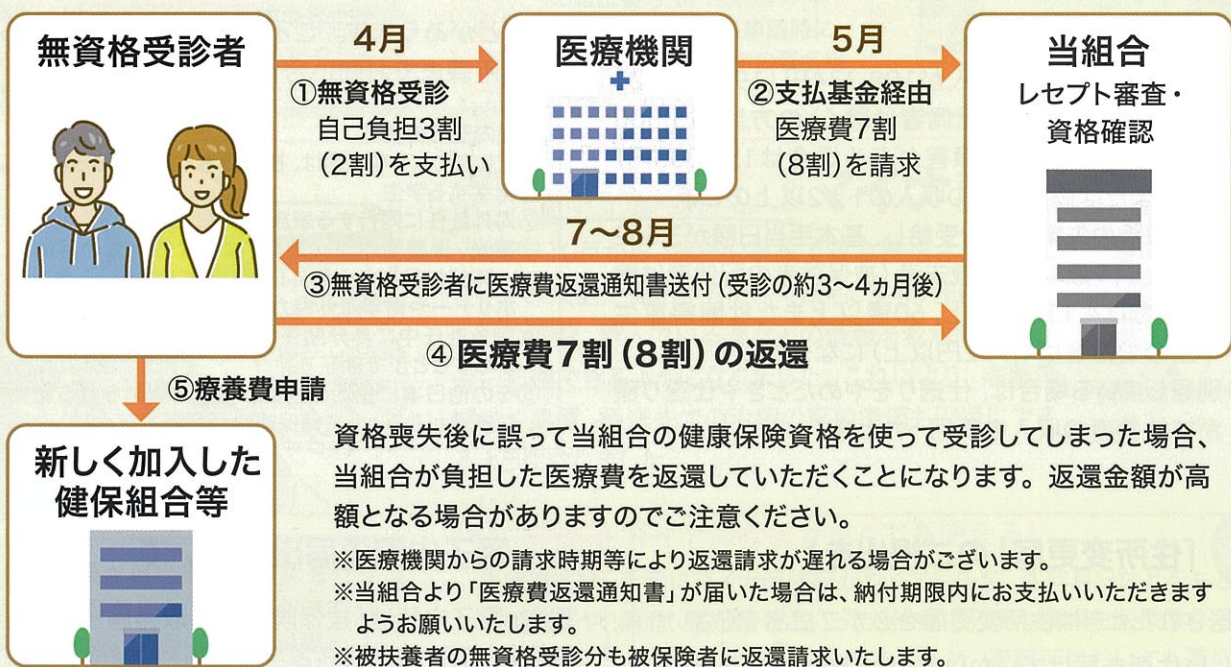
退職したとき、被扶養者でなくなったときは速やかに資格確認書(お持ちの場合)を返却してください。退職などにより当組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、退職日の翌日(資格喪失日)から、当組合の健康保険資格は使えません。

※令和7年12月2日以降に退職等された場合、健康保険証は返却する必要はありません。ご自身で破棄してください。

もし誤って
無資格受診を
してしまったら

当組合が負担した医療費7割(8割)を
返還していただきます

例 返還請求までの流れ ※4月に無資格受診をしてしまった場合



当組合に返還請求分をお支払いいただいたら

返還請求分をお支払いいただいた後、受診日に加入している健保組合等に療養費の申請をしてください。

詳細は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください。

誤って当組合の健康保険資格を使用した後、**すぐに新しい健康保険に切替済みのマイナ保険証等を病院などの窓口で提示して、加入する健康保険が変更になったことをお伝えください。**これにより、病院などからの請求が新しく加入した健康保険に変更された場合は、**上記のような手続きは不要になります。**